平成２１年（再ロ）第１２号
新潟県長岡市上除町1283番地７
再生債務者　横山　　初
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月８日まで
平成22年３月18日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第１号
兵庫県丹波市市島町与戸2625番地
再生債務者　石田　直之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月８日まで
平成22年３月18日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２１年（再ロ）第３１号
大阪府藤井寺市津堂２丁目15番43号
再生債務者　大川　貴紫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月14日まで
平成22年３月17日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第５９号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番６号
再生債務者　武田　信行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月15日まで
平成22年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１５号
京都市山科区川田欠ノ上５番地16
再生債務者　野々村京子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月19日まで
平成22年３月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再ロ）第３１号
京都市北区西賀茂北川上町97番地
再生債務者　杉江美喜夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月19日まで
平成22年３月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第４号
宮崎県延岡市高千穂通3804番地101
再生債務者　初田　和彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再ロ）第７号
富山県射水市新開発419番地21
再生債務者　石岡　賢一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月17日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再ロ）第３号
島根県松江市学園南１丁目６番20号
再生債務者　渡部　正久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月18日　　松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１００８６号
東京都目黒区鷹番２―15―21―201
再生債務者　古岡　良子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

会社分割

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月十九日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月二十一日
掲載貢　八十七貢（号外第一七八号）
（乙）掲載の日付　平成二十一年八月二十七日
掲載貢　八十九貢（号外第一八三号）
平成二十二年三月二十九日
東京都武蔵野市境二丁目二番七号
（甲）パラダイスリゾート株式会社
代表取締役　森　　和彦
東京都武蔵野市境二丁目二番二号
（乙）株式会社イーストウッドカントリー倶楽部
代表取締役　森　　和彦

合併公告
左記会社は平成二十二年五月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することといたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、本合併に伴う甲の商号、本店の変更はありません。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.monexgroup.jp/
（乙）http://www.orix-sec.co.jp/

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年三月二十六日
掲載貢　一八二貢（号外第六十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年五月二十八日
掲載貢　一〇五貢（号外第一一〇号）
平成二十二年三月二十九日
東京都港区港南二丁目五番七号
（甲）株式会社スターゼンミートグループ
代表取締役　中津濱　健
東京都港区港南二丁目五番七号
（乙）株式会社サンエー
代表取締役　中津濱　健

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月二十七日
掲載貢　一一七貢（号外第二五〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月二十七日
掲載貢　一一七貢（号外第二五〇号）
平成二十二年三月二十九日
岐阜県本巣郡温井二四三番地の三
（甲）パールル化成品株式会社
代表取締役　杉山　元彦
愛知県春日井市勝川町一丁目八番地二一
（乙）Ａ―ＭＩＺＵＴＡＮＩ株式会社
代表取締役　水谷　文昭

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
（甲）マネックス証券株式会社
代表取締役　松本　　大
東京都中央区日本橋蠣殻町八番五号
（乙）オリックス証券株式会社
代表取締役　中村　友茂

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年三月二十六日
掲載貢　一八二貢（号外第六十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年五月二十八日
掲載貢　一〇五貢（号外第一一〇号）
平成二十二年三月二十九日
東京都港区港南二丁目五番七号
（甲）株式会社スターゼンミートグループ
代表取締役　中津濱　健
東京都港区港南二丁目五番七号
（乙）株式会社サンエー
代表取締役　中津濱　健

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月二十七日
掲載貢　一一七貢（号外第二五〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月二十七日
掲載貢　一一七貢（号外第二五〇号）
平成二十二年三月二十九日
岐阜県本巣郡温井二四三番地の三
（甲）パールル化成品株式会社
代表取締役　杉山　元彦
愛知県春日井市勝川町一丁目八番地二一
（乙）Ａ―ＭＩＺＵＴＡＮＩ株式会社
代表取締役　水谷　文昭